

税務署受付印

事前確定届出給与に関する届出書

※整理番号

※連絡用整理番号

令和 年 月 日	提出法人	〒
	☐ ☐ 単連体結法親人法人	納 税 地
		電話() -
		(フリガナ)
		法 人 名 等
		法 人 番 号
		(フリガナ)
		代 表 者 氏 名
		〒
		代 表 者 住 所

税務署長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
		電話() -		業 種 番 号	
	(フリガナ)			整 理 簿	
	代 表 者 氏 名			回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課
	代 表 者 住 所	〒			

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

記

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	令和 年 月 日 (臨時改定事由の概要)
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日
④ 事前確定届出給与等の状況	付表____ (No. ~No.) のとおり。
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由	
⑥ その他参考となるべき事項	
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日) ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日

届出期限となる日

☐イ ☐ロ ☐ハ

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日 確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-----------

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表 2 までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

なお、新株予約権又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与については、平成 29 年 10 月 1 日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与から事前確定届出給与の対象となります。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に 3 を加えた月数）を経過する日（以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日

（注）1 連結子法人（連結申告法人に限りません。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

- 2 定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。

- 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確

定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。

- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

- (3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。

- (4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。

なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。

- (5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載してください。

- (6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。

- (7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。

なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。

- (8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

また、法人税法施行令第69条第8項に規定する「確定した額に相当する法人税法第34条第1項第2号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。

- (9) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。

- ・区分①（株主総会等の決議）…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から4月（法人税法第75条の2第1項各号の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に3を加えた月数）を経過する日を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載してください。

また、「届出期限となる日」欄の「□イ」にレ印を付してください。

- (注) 1 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。

（例：決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（6月26日）の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。）

- 2 連結申告法人については、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に職務執行期間開始の日から4月（連結親法人が法人税法第81条の24第1項各号（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている場合には、その指定に係る月数に3を加えた月数とし、連結親法人が同項の規定の適用を受け

ている場合（同項各号の指定を受けている場合を除きます。）で連結法人が一定の場合に該当する場合には5月とします。）を経過する日を記載してください。

上記の一定の場合とは、連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第81条の24第1項に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から3月以内にその連結法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるなどの場合をいいます（この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。）。

- ・区分②（新設法人）…「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載してください。
また、「届出期限となる日」欄の「□□」にレ印を付してください。
- ・区分③（臨時改定事由）…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載してください。
また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。